

町で実施している地域づくりに関する支援事業

◎地域活性化全般及び町との協働に関する事業

◆地区集会施設整備事業費補助金

概 要	地区集会施設(集会所・自治公民館など)の新築、増改築及び修繕等に対し、補助金を交付する。
対 象	町内の一定の区域の住民が共同利用する施設で、町内会又は自治会等の公共的団体が設置・管理する集会所や自治公民館
補助金額等	(1) 新築または増改築 延床面積×基準単価×2分の1以内(国や県などの補助金がある場合は、その補助金を除いた額の3分の1以内) (2) 公共下水道等接続にかかる給排水設備設置費用 2分の1以内 上限50万円 (3) 建物の主要構造部(屋根、壁、天井、床等)の修繕費用 2分の1以内 上限50万円 (4) 固定設置型の備品(冷暖房器具、棚、システムキッチン等)の設置費用 2分の1以内 上限10万円 (5) 建物の照明のLED化に要する費用 2分の1以内 上限50万円
そ の 他	新築、増改築についてはコミュニティ助成事業の活用も可能
担 当 部 署	生涯学習・協働推進課

◆地域担当職員制度

概 要	町内会などの自治会や自治会などが無い行政区へ地域担当職員を配置し、担当地域への情報提供や地域づくりへの支援・調整活動を行う。
対 象	町内会等の自治会及び自治会が無い行政区
補助金額等	地域課題解決のための活動費用(上限6万円) 使い道の例 ・ 防疫用殺虫剤や除草剤等の消耗品費 ・ 地域道路の草刈りや除雪に使用する燃料費 ・ 地域で所有している除雪機や防犯灯の修繕料 ・ 蜂の巣駆除の手数料 ・ 作業用重機の借上料 ・ 地域掲示板の作成やごみ収集ボックス修繕に使用する原材料費
そ の 他	自治会の設立についても支援体制あり。
担 当 部 署	生涯学習・協働推進課

◆元気なまちづくり事業

概 要	地域活性化のための事業に対し、補助金を交付する。
対 象	・自治会等…地域担当職員を配置している自治会と地域づくり団体 ・各種団体…町内のボランティア団体やその他団体
補助金額等	(1) 地域内外の交流を目的とした事業 ……………補助率3分の2以内 上限20万円 (2) 地域の安全又は生活環境の保全及び向上を目的とした事業 ……………補助率10分の10以内 上限10万円 (3) その他町長が認める事業……………補助率10分の10以内 上限10万円 ※ただし、目的及び内容が概ね同一の(3)その他町長が認める事業を申請する場合は、補助金の交付済回数によって以下のとおり補助率及び補助金の上限額が減額する。 1回……………補助率10分の8以内、上限額8万円 2回……………補助率10分の7以内、上限額7万円 3回以上…補助率10分の5以内、上限額5万円 なお、同一年度に複数の事業区分にまたがって補助事業を実施する場合は、事業区分ごとの補助金の上限額以内の額を合計して、自治会等は30万円、各種団体は20万円を超えないものとする。
担 当 部 署	生涯学習・協働推進課

◆コミュニティ助成事業

概 要	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備、コミュニティセンターや自治会集会所の建築整備に対し、補助金を交付する。
対 象	町が認めるコミュニティ組織 ※募集の際は自治会、自治公民館、地域づくり団体に案内をしています。
補助金額等	一般コミュニティ助成……………100～250万円(10万円単位) コミュニティセンター助成……対象となる総事業費の5分の3以内(上限2,000万円)
そ の 他	毎年10月頃に次年度の助成募集を行う。 (財)自治総合センターにより助成が決定される。
担 当 部 署	生涯学習・協働推進課

◆そよかぜ学級開催事業

概 要	自治公民館、地区集会所等を活用して開催する生涯学習講座に講師派遣を行う。
対 象	10人以上の参加が見込める2時間程度の講座
補助金額等	講師謝金
担 当 部 署	生涯学習・協働推進課

◆共同墓地補助事業

概 要	墓地を共同で利用する住民で組織される維持管理組合、または自治会等が管理する墓地において墓地施設の整備や災害復旧に要する経費に対し補助金を交付する。
対 象	維持管理組合等が行う以下の工事 (1) 施設整備事業 ① 共同墓地内及び共同墓地に通じる道路の補修(新設及び改良は除く。) ② 共同で利用する施設又は設備の整備又は補修 ③ 土砂災害防止のための法面整備や倒木防止のための樹木伐採 (2) 災害復旧事業 集中豪雨、洪水、地震、その他自然現象により生じた災害により被害を受けた敷地や施設等の原状回復
補助金額等	上記(1)当該経費の3分の1以内 補助金の上限 30万円 上記(2)当該経費の2分の1以内 補助金の上限 100万円
担 当 部 署	町民課

◎環境の保全と向上を目的とした事業

◆ごみ収集ボックスの設置補助

概 要	ごみ収集ボックスを設置する際に設置費用の一部を補助する。
対 象	町内会、団体などが設置する一般家庭からのゴミを収集するためのボックスで、鉄骨造り観音開き等ゴミが取り出しやすい構造の 2 m ² 以上のもの
補助金額等	設置費用の 2 分の 1(上限 8 万円)
そ の 他	改修、修繕については、地域担当職員予算を活用のこと
担 当 部 署	町民課

◆資源集団回収事業

概 要	資源ごみ回収をした団体に、補助金を交付する。
対 象	町内会、老人クラブ、PTA、子ども会など
補助金額等	回収した資源の重量 1 kgにつき 10 円
担 当 部 署	町民課

◆生ごみ処理機の設置補助

概 要	家庭用の生ごみ処理機を設置する際に設置費用の一部を補助する。
対 象	町内に住所を有し、かつ、居住する個人
補助金額等	設置費用の3分の2(上限5万円)
担 当 部 署	町民課

◆農林道等整備事業資材等交付事業

概 要	農林道の新設・補修、農業水路の新設・補修、農地の補修に要する資材(ヒューム管、U字溝、砂利他)または経費(重機の借上げ料・運搬経費他)を交付する。
対 象	(1) 農道・農業用水路の新設及び補修 受益面積1ha 以上かつ受益者が3人以上 (2) 林道の新設・補修 受益面積 10ha 以上かつ受益者が3人以上 (3) 農地の補修 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する災害によって必要が生じた補修
補助金額等	上記(1)、(2) 事業費上限 概ね 10 万円 補助金額 事業費の 100 分の 75 以内 上記(3) 事業費上限 概ね 40 万円 補助金額 事業費の 100 分の 90 以内
担 当 部 署	農林課(農林道)

◆私道整備事業

概 要	町民の生活基盤の整備を図るため、私道所有者及び利用者が私道整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。
対 象	町内の公共的団体等
補助金額等	(1) 私道に接続している家屋が3戸以上 (2) 舗装・側溝工事については工事延長が20m以上とし、協議のうえ決定 (3) 砂利敷及び工作物設置工事についての延長は協議のうえ決定 (4) 補助金額は、事業費の10分の5以内
担 当 部 署	地域整備課

◎地域の安全を目的とした事業

◆除排雪用機械貸付

概要	冬期間における快適な住民生活の確保を図るため、生活道路となっている道路等の除排雪を町内会等自治組織などが行う場合、町が所有する除排雪用機械(タイヤローダー及び自走式ロータリー除雪機等)を貸付する。
対象	町内の公共的団体等(除雪機取扱い講習受講者に限る)
補助金額等	使用料は無料。燃料代は団体が負担(地域担当職員予算が活用できる)。ただし、町道については地域整備課で負担。
担当部署	地域整備課、奥中山地区センター

◆LED街灯整備への補助率引き上げ

概要	町内の公共団体又は町長が認める団体が街灯の設置を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付しています。
対象	町内の公共団体又は町長が認める団体
補助金額等	(1) 住家3戸以上で設置個所が3箇所以上 (2) 補助金額は、事業費の3分の1以内(LED灯については3分の2) (3) 基準単価は1箇所当たり 50,000 円が限度です。 (4) 更新の場合は、25 年以上経過後
担当部署	地域整備課

◆交通安全教室講師派遣事業

概要	町内会や子ども会等で開催する交通安全教室に講師を派遣する。
対象	町内会、子ども会等
担当部署	総務課

◆自主防災組織育成事業

概要	自主防災組織が実施する防災機材等の整備及び防災訓練の実施に対し、補助金を交付する。
対象	行政区、町内会等を単位として組織された自主防災組織
補助金額等	防災機材等の整備…上限 30 万円(1 回限り) 防災訓練の実施………上限 5 万円(年 1 回)
その他	自主防災組織の設立についても、支援体制あり。
担当部署	総務課

◆防災出前講座講師派遣事業

概 要	町内会等で開催する防災に係る講座に講師を派遣する。
対 象	町内会、子ども会、その他任意団体等
担 当 部 署	総務課

◆鳥獣緩衝帯整備事業

概 要	有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、誘因木の伐採や刈り払い等の緩衝帯整備に係る費用に対し補助金を交付する。
対 象	①町内に農地または森林を有する3人以上の個人で構成される団体 ②町内に農地または森林を有する法人その他の団体 ③町内会および農家組合その他町長が認める団体
補助金額等	1ha あたり上限 25 万円(年 1 回限り)
担 当 部 署	農林課

◎福祉・健康増進を目的とした事業

◆敬老会助成事業

概要	町内会や老人クラブ等が実施する敬老会(敬老事業)を支援します。
対象	60歳以上の高齢者と実施に協力した方
期間	毎年8月1日から11月30日までの間に行われる敬老会
補助金額等	一人につき、1,500円を上限に助成(複数の敬老会に出席した場合でも、高齢者は一人1回まで)
担当部署	福祉課

◆介護予防活動の支援

概要	介護予防活動に取り組む町内会などに対して、経費補助や講師調整などの支援を行う。
対象	(1) 介護予防のための健康、生きがいづくり活動 (2) 介護予防のための知識や技術などを習得するための講座などの開催 (3) 介護予防に関する地域住民の意識の啓発を図るための座談会などの開催 (4) その他、介護予防に資する活動
補助金額等	補助対象経費の10分の8以内で上限を3万円とし、予算の範囲内で補助金を助成する。
担当部署	地域包括支援センター

◆一戸町訪問型生活援助サービス事業

概要	(1) 住民の有償ボランティアを活用した、生活支援サービス (2) 家事援助を中心とした生活支援(調理、洗濯、衣類整理、掃除、買い物、通院外出、安否確認等)
対象	町内に住所を有する、要支援1・2の認定を受けた者、基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象となった者
補助金額等	1時間まで 1,600円・・・自己負担1割 1時間を超え1.5時間まで 2,000円・・・自己負担1割 ※別途交通費が必要です
担当部署	地域包括支援センター

◆ふれあい・いきいきサロン活動助成事業

概要	地域を拠点として、その地域に居住する高齢者・障がい者・子育て中の親子などとボランティア及び地域住民とが協働で企画及び運営を行い、地域の仲間づくり、生きがいづくりを目的とした福祉活動の推進を図ることを目的として活動助成金を交付します。
対象	高齢者・障がい者・子育て中の親子など
補助金額等	助成対象者数1名につき1回あたり100円を乗じた額(上限なし)
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆認知症等見守り声かけ訓練事業

概要	地域住民や多職種他分野の機関等が一体となって連携し声をかけ合い見守りを行うことで、安心した生活ができる地域づくりを推進することを目的として、地域における見守り声かけ訓練の実施を支援します。
対象	町内の町内会、公民館、子ども会、地域福祉活動団体などの単位
補助金額等	訓練にかかる事務的経費のすべて
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆ボランティア活動保険加入者に対する助成事業

概要	地域におけるボランティア活動、福祉活動の促進を図ることを目的として、ボランティア活動または地域福祉活動中の事故や怪我に備えたボランティア活動保険加入者に対し保険料の一部を助成します。
対象	町内においてボランティア活動、地域福祉活動を行う個人または団体のうち、「全国社会福祉協議会ボランティア活動保険」の加入を申請する者
補助金額等	年間保険料(基本:350円、天災地震補償:500円)に対し1人あたり100円を助成(全プラン適用)
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆各種福祉出前講座の実施

概要	福祉に関する正しい理解と知識をもち、地域や職域、学校などにおける福祉活動を推進することを目的として、要望に応じて各種福祉講座を実施します。(認知症講座、キャップハンディ体験、福祉の制度やサービスに関する講座、ボランティア養成講座など)
対象	(1) 町内各種地域活動団体 (2) 町内の企業や団体など (3) 町内保育施設に通う未就学児、町内の小中学生、高校生など
補助金額等	受講無料
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆高齢者生きがい通所事業

概要	在宅高齢者世帯の食生活の改善、孤独感の解消、介護予防を推進し、健康でいきいきと地域で安心して暮らしていくことを目的として、来田保養センターで入浴・食事の提供、健康相談、健康体操などを実施します。
対象	(1) 町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らしの方 (2) 町内に居住する概ね65歳以上のみの世帯員構成で生活している世帯 (3) 町内に居住する概ね65歳以上の方で、同居する家族の仕事の関係などで日中の殆どをひとりで過ごしている方 (4) 上記利用対象者のうち、介護認定を受け介護度の判定が「要支援」若しくは「介護度1」と判定されている方、または自己管理ができる方
補助金額等	自己負担:1回1人 700 円(送迎、入浴、昼食代すべて含み)
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆住民支え合いマップ作成事業

概要	地域の生活課題を掘り起こし、住民主体でその課題の解決策や要援護者に対する関わり方などを探るため、「住民支え合いマップ」の作成を進め、住民主体による地域での支え合いの構築を支援します。
対象	町内の概ね 50 世帯程度を 1 つとする地区、行政区、町内会など
補助金額等	作成にかかる事務的経費はすべて社協負担
担当部署	一戸町社会福祉協議会

◆一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業

概要	地域に根差した住民参加型の地域福祉活動を促進し、互いに助け合い、共に生きる地域社会の実現に資することを目的に、社会貢献の意識をもって創造的にボランティア活動を行っている一戸町内の団体または学校に対して助成を行います。
対象	(1) 活動の基盤を一戸町に有する団体又は一戸町内の学校であること。 (2) 構成員の自助や互助を主たる目的とするのではなく、コミュニティの絆を深め共に支え合う地域づくりを促進する活動であること。 (3) 今後継続した活動が見込め、より発展的な活動が望まれること。 (4) 団体の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確であり、実質的活動を行っていること。 (5) 会費等の自主財源を有し、実施計画や会計収支が明瞭であること。
補助金額等	年1回1団体7万円以内
担当部署	一戸町社会福祉協議会